

一般社団法人 松本ピアノ協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 松本ピアノ協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ピアノとその音楽文化の普及、及び振興を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 ピアノがメインとなる発表会やコンサート等のイベントの開催
- 2 ピアノの音楽教育や育成を目的としたコンクールやオーディション事業の実施
- 3 ピアノ業界の活性化やネットワーク作りを目指す事業の企画・運営
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、法人の活動に積極的に尽力する個人
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同し、事業に協力する個人

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を正会員とする。

- 2 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金および会費)

第7条 当法人の正会員の入会金および会費は、社員総会において別に定める会費規程によるものとする。準会員の入会金および会費は必要ないものとする。

(任意退会)

第8条 正会員が任意に退会しようとするときは、その理由を付して、当法人所定の様式による退会届を退会する1ヶ月以上前までに当法人事務局に提出しなければならない。

(除名)

第9条 当法人の正会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は正

会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団・財団法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その正会員を除名することができる。

2 当法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員の資格喪失)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 任意に退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するものとし、正会員をもって構成する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに正会員に対して発する。

(定足数)

第13条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 正会員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会に出席できない正会員は、この法人の議決権を有する他の正会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、正会員またはその代理人は、代理権を証する書面(電子書面可)を当法人に提出しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 当法人は、必要に応じて、理事の決議によって、理事の中から会長1名、副会長2名以内を選定することができる。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事の解任の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 顧問

(顧問)

第24条 当法人には、顧問および相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者または特に当法人の発展に寄与した会員のうち、社員総会の承認を受けた者について、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、当法人の重要事項について代表理事に意見を述べる。

4 顧問は、社員総会および理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の処分)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第27条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益 社
団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国・地方公
共団体もしくは当法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年9月末日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時代表理事及び設立時理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 猿田泰寛

設立時理事 津田裕子

設立時理事 西澤雅美

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団・財団法人法その他の法令に従う。